

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律要綱

第一 生活困窮者自立支援法の一部改正

一 居住支援の強化

1 生活困窮者自立相談支援事業において、居住に関する相談支援等を行うことを明確化すること。

（第三条第二項関係）

2 生活困窮者住居確保給付金の対象者について、収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものを追加すること。（第三条第三

項関係）

3 生活困窮者一時生活支援事業の名称を生活困窮者居住支援事業に改め、都道府県等は、同事業のうち必要があると認めるものを行うように努めるものとする。 （第三条第六項及び第七条第一項関

係）

二 就労準備支援及び家計改善支援の強化等

1 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者居住支援事業の一部の事業の対象に、生活保護法に規定する特定被保護者（以下「特定被保護者」という。）を追加すること。（第三条第四項から第六項まで関係）

2 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業を行うに当たっては、政令で定める方法により、これらの事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。（第七条第四項関係）

3 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体制の整備に関する指針を公表するものとする。（第七条第六項関係）

4 生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率を二分の一から三分の二に引き上げること。（第十二条及び第十三条関係）

三 関係機関等の連携強化等

1 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業等を行うに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第四十二条各号に掲げる業務及び児童福祉法に規定する児童育成支援拠点事業との連携を図るよう努めるものとする。こと。（第七条第五項関係）

2 都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するよう努めるものとする。こと。（第八条第一項関係）

3 都道府県等は、支援会議を組織するよう努めるものとともに、支援会議は、生活保護法に規定する調整会議又は社会福祉法に規定する支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。こと。（第九条第一項及び第五項関係）

四 その他所要の改正を行うこと。

第二 生活保護法の一部改正

一 被保護者に対する支援に係る機関等の連携強化等

1 保護の実施機関は、被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、保護の実施機関から被保

護者就労支援事業等の委託を受けた者、当該支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の被保護者に対する支援に関係する者として保護の実施機関が認めたものにより構成される調整会議を組織することができるとすること。（第二十七条の三第一項関係）

2 調整会議は、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議又は社会福祉法に規定する支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。（第二十七条の三第五項関係）

3 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。（第二十七条の三第六項関係）

二 子どもの貧困への対応

1 進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改め、同給付金の対象者について、被保護者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を追加すること。（第五十五条の五第一項関係）

2 保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問

題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う子どもの進路選択支援事業を実施することができるものとする。 (第五十五条の十第一項関係)

三 被保護者に対する自立支援の強化等

1 保護の実施機関は、雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う被保護者就労準備支援事業を実施することができるものとする。 (第五十五条の十第一項第二号関係)

2 保護の実施機関は、被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する被保護者家計改善支援事業を実施することができるものとする。 (第五十五条の十第一項第三号関係)

3 保護の実施機関は、居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する被保護者地域居住支援事業を実施すること

ができるものとすること。（第五十五条の十第一項第四号関係）

4 保護の実施機関は、特定被保護者について、その氏名その他必要な事項を、生活困窮者就労準備支援事業等を実施する都道府県等に通知することができるものとすること。（第五十五条の十一第一項関係）

四 医療扶助の適正実施等

都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、市町村の区域を超えた広域的な見地から調査等を行い、市町村長に対し、医療扶助の適正な実施及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施に関する技術的事項について、当該調査等に基づく情報の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとすること。（第八十一条の二第一項関係）

五 保護の実施機関についての特例

保護の実施機関についての特例について、介護保険法に規定する特定施設に入居している場合又は同法に規定する介護老人福祉施設に入所している場合（同法に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。）を対象とすること。（第十九条第三項及び第八十四条の三関係）

六 その他所要の改正を行うこと。

第三 社会福祉法の一部改正

一 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備

1 市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、社会福祉住居施設を設置して第二種社会福祉事業を経営しようとする国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者による届出がされていない疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該社会福祉住居施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。こと。（第六十八条の二第三項関係）

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が社会福祉住居施設の設置に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。こと。（第百六十三条関係）

二 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化等

1 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業において、現在の住

居において日常生活を営むのに必要な援助を行うことを明確化すること。（第百六条の四第二項関係）

2 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。（第百六条の四第四項関係）

3 支援会議は、生活保護法に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法に規定する支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。（第百六条の六第五項関係）

三 その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和七年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。（附則第一条関係）

1 第一の三の2、第二の二の1及び三 公布の日

2 第一の三の1の一部 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

3 第二の二の2 令和六年十月一日

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、生活困窮者自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めてこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。〔附

則第二条関係〕

三 進学・就職準備給付金の支給に関する特例

進学・就職準備給付金の支給に関する規定は、令和六年一月一日から適用するものとする。〔附則第三条関係〕

四 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うもの
とすること。
(附則第四条から第九条まで関係)

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律

(生活困窮者自立支援法の一部改正)

第一条 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「就労」の下に「及び居住」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち次に掲げるものに対し支給する給付金をいう。

一 離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるもの

二 収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、家計を改善するため新たな住居を確保する必要がある

あると認められるもの（前号に掲げる者を除く。）

第三条第四項中「限る。」の下に「及び特定被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。以下この条及び第二十二条第三項において同じ。）」を加え、同条第五項中「に対し」を「及び特定被保護者に対し」に改め、同条第六項中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同項第二号中「に対し」を「及び特定被保護者に対し」に改め、同号口中「生活困窮者」の下に「又は特定被保護者」を加える。

第四条第二項第一号及び第三項中「及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、」を「、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業並びに」に改める。

第六条第一項中「第三条第三項に規定する」を「第三条第三項各号に掲げる」に改める。

第七条第一項中「を行う」を「並びに生活困窮者居住支援事業のうち必要があると認めるものを行う」に改め、同条第二項中「次に掲げる」を「子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な」を「、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国

的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体制の整備に関する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項各号に掲げる」を「第二項に規定する」に改め、「当たっては」の下に「、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十二条各号に掲げる業務」を加え、「業務並びに」を「業務、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業を行うに当たっては、政令で定める方法により、これらの事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。

第八条の見出しを「（生活困窮者の状況の把握等）」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、次条第一項に規定する支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活

困窮者の状況を把握するように努めるものとする。

第九条第一項中「ことができる」を「ように努めるものとする」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している都道府県等に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は社会福祉法第百六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

第十二条第三号中「及び第二項」を削り、「及び生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条第二項」に、「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第十三条第三号中「及び第二項」を削り、「及び生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条第二項」に、「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げ

る」を「同項に規定する」に改める。

第十五条第一項第一号中「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を削り、同条第四項を削る。

第二十二條第一項中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二項中「居住する住宅を賃貸する者」を「居住し、若しくは居住しようとする住宅を賃貸する者その他の関係者」に、「その」を「これらの」に改め、「状況」の下に「又は当該住宅の確保に関する事項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県等は、特定被保護者に対する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者居住支援事業（第三条第六項第二号に掲げる事業に限る。）の実施に関して必要があると認めるときは、生活保護法第五十五条の十一第一項の規定による通知をした保護の実施機関（同法第十条第四項に規定する保護の実施機関をいう。）に、当該通知に係る特定被保護者に関する事項につき、報告を求めることができる。

第二十三条中「同条第二項各号に掲げる」を「同条第二項に規定する」に改める。

第二十八条中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第二条 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業」を「被保護者就労支援事業等」に、「第五十五条の九」を「第五十五条の十」に改める。

第二十七条の二中「及び第五十五条の八第一項」を「、第五十五条の八第一項」に、「を行う」を「及び第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業の」に改める。

「第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金」を「第八章 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金」に改める。

第五十五条の五の見出しを「（進学・就職準備給付金の支給）」に改め、同条第一項中「教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる」を「、次の各号のいずれかに該当する」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項に次の各号を加える。

一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条にお

いて「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる者

二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者

第五十五条の五第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第五十五条の六中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「雇主」を「雇主（被保護者を雇用しようとする者を含む。）」に改める。

「第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業」を「第九章 被保護者就労支援事業等」に改める。

第五十五条の七第一項中「以下」を「第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業に該当するものを除く。以下」に改める。

第九章中第五十五条の九の次に次の一条を加える。

（子どもの進路選択支援事業）

第五十五条の十 保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣

に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）を実施することができる。

2 第五十五条の七第二項及び第三項の規定は、子どもの進路選択支援事業を行う場合について準用する。

第五十七条から第五十九条までの規定、第六十四条、第六十五条第一項及び第六十六条第一項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十条第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用

第七十一条第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用

第七十三条第三号中「進学準備給付金費（進学準備給付金）」を「進学・就職準備給付金費（進学・就職準備給付金）」に改め、同条第四号中「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

第七十五条第一項第二号中「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助することができる。

一 市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

二 都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

第七十六条の三中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十八条第三項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

第八十一条の二第一項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第二項中「効果的」を「並びに子どもの進路選択支援事業の効果的」に改める。

第八十五条第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第八十五条の二中「において」を「及び第五十五条の十第二項において」に改める。

附則第九項及び第十二項中「第七十五条第二項」を「第七十五条第三項」に改める。

別表第一の六の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第三条 生活保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の十」を「第五十五条の十一」に改める。

第十九条第三項中「若しくは私人」を「又は私人」に改め、「又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合」を削り、同項各号を削る。

第二十七条の二中「及び第五十五条の十第一項」を「、第五十五条の十第一項第一号」に、「のほか」を「、同項第二号に規定する被保護者就労準備支援事業、同項第三号に規定する被保護者家計改善支援事

業及び同項第四号に規定する被保護者地域居住支援事業のほか」に改める。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（調整会議）

第二十七条の三 保護の実施機関は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、第五十五条の七第二項（第五十五条の八第三項及び第五十五条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、当該支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の被保護者に対する支援に関係する者として保護の実施機関が認めたもの（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「調整会議」という。）を組織することができる。

2 調整会議は、被保護者に対する自立の助長を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被保護者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 調整会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、被保護者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

る。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 調整会議は、当該調整会議が組織されている都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村に生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条第一項に規定する支援会議又は社会福祉法第百六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、被保護者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、調整会議が定める。

第三十一条第四項中「、介護老人福祉施設」の下に「（同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）」を、「施設介護」の下に「（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十四条の二第二項中「、居宅介護」の下に「（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以

下同じ。)」を、「施設介護、介護予防」の下に「(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)」を加え、「第十五条の二第七項」を「同条第七項」に改める。

第五十五条の七第一項中「第五十五条の十第一項」を「第五十五条の十第一項第一号」に改める。

第五十五条の十の見出しを「(子どもの進路選択支援事業等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

保護の実施機関は、次に掲げる事業を実施することができる。

- 一 被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業(以下「子どもの進路選択支援事業」という。)
- 二 雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業(以下「被保護者就労準備支援事業」という。)

- 三 被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高め

ることを支援する事業（以下「被保護者家計改善支援事業」という。）

四 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下「被保護者地域居住支援事業」という。）

第五十五条の十第二項中「子どもの進路選択支援事業」を「前項各号に掲げる事業」に改め、第九章中同条の次に次の一条を加える。

（特定被保護者対象事業の利用）

第五十五条の十一 保護の実施機関は、被保護者であつて、その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他の厚生労働省令で定める者に該当すると認められるもの（以下この条において「特定被保護者」という。）について、その氏名その他必要な事項を特定被保護者対象事業（生活困窮者自立支援法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、同条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業又は同条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第二号に係る部分に限る。）をいう。第三項において同じ。）を実施する同法第四条第三項に規定する都道

府県等に通知することができる。

2 保護の実施機関は、前項の規定による通知を行つた場合は、その旨を当該通知に係る特定被保護者に速やかに通知するものとする。

3 保護の実施機関は、特定被保護者が特定被保護者対象事業を利用する場合には、その利用の状況を把握するとともに、自ら当該特定被保護者の自立を助長するために必要な措置を講じなければならない。

第七十条第七号及び第七十一条第七号中「の実施」を「被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施」に改める。

第七十五条第二項各号中「に係る」を「被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業に係る」に改める。

第八十一条の三中「（平成二十五年法律第百五号）」を削り、同条を第八十一条の四とする。

第八十一条の二の見出しを削り、同条第一項中「都道府県知事は」の下に「前条第一項に規定するもののほか」を加え、同条第二項中「前項」を「前条第一項及び前項」に、「の効果的」を「被保護者就

労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の効果的」に改め、同条を第八十一条の三とし、第八十一条の次に次の見出し及び一条を加える。

（都道府県の援助等）

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、市町村の区域を超えた広域的な見地から調査、分析及び評価（以下この条において「調査等」という。）を行い、市町村長に対し、医療扶助の適正な実施及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施に関する技術的事項について、当該調査等に基づく情報の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、調査等の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、都道府県知事が調査等を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。

第八十四条の三中「特別養護老人ホームに入所している者又は」を「特別養護老人ホームに入所している者、」に、「に対する」を「又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設に入居している者若し

くは介護老人福祉施設に入所している者（同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを受けている者に限る。）に対する」に、「引き続き入所して」を「引き続き入所し、又は入居して」に改める。

第八十五条の二中「第五十五条の七第三項」を「第二十七条の三第六項、第五十五条の七第三項」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第四条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二に次の一項を加える。

3 市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、前項の規定による届出がされていない疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該社会福祉住居施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

第一百六条の四第二項第二号中「助言」の下に「、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

第百六条の六第一項中「第百六条の四第四項」を「第百六条の四第五項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

第百五十九条第一号中「第百六条の四第五項」を「第百六条の四第六項」に改め、同条第二号中「第百六条の六第五項」を「第百六条の六第六項」に改める。

第百六十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第六十八条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附則第十六項中「第二項」を「第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。）並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定 公布の日

二 第一条中生活困窮者自立支援法第七条第四項の改正規定（「業務並びに」を「業務、児童福祉法（昭

和二十二年法律第百六十四号) 第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに」に改める部分に限る。) 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

三 第二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条中社会福祉法附則第十六項の改正規定

令和六年十月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、生活困窮者自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めてこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(進学・就職準備給付金の支給に関する特例)

第三条 第二条の規定による改正後の生活保護法第五十五条の五(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年一月一日から適用する。

(保護の実施機関についての特例に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設に入居している者（生活保護法第十五条の二第二項に規定する特定施設入居者生活介護を同項に規定する居宅介護を行う者に委託し、又は同条第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を同項に規定する介護予防を行う者に委託して行っている場合において、これらの介護扶助を受けている者を除く。）については、第三条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、適用しない。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（附則第八条において「第一号施行日」という。）が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日以後である場合には、前条中「別表第二の五の十二の項、別表第三の七の

七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四」とあるのは、「別表第二の五の十三の項、別表第三の七の九の項、別表第四の四の十三の項及び別表第五第九号の五」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項及び別表第二の九の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八条 第一号施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

○	生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）	（抄）	（第一条関係）	【公布日・公布日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日・令和七年四月一日施行】	．．．．．	1
○	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）	（抄）	（第二条関係）	【公布日・令和六年十月一日施行】	．．．．．	9
○	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）	（抄）	（第三条関係）	【令和七年四月一日施行】	．．．．．	18
○	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	（抄）	（第四条関係）	【令和六年十月一日・令和七年四月一日施行】	．．．．．	28
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（抄）	（附則第五条関係）	【公布日施行】	．．．．．	31
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）	（抄）	（附則第七条関係）	【公布日施行】	．．．．．	34

○ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）（抄）（第一条関係）【公布日・公布日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日・令和七年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（定義） 第三条（略） 2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一 就労及び居住の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業 二・三（略） 3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち次に掲げるものに対し支給する給付金をいう。 一 離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるもの 二 収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて	（定義） 第三条（略） 2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業 二・三（略） 3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであつて、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるもの（前号に掲げる者を除く。）

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）及び特定被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。以下この条及び第二十二条第三項において同じ。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者及び特定被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者居住支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 （略）

二 次に掲げる生活困窮者及び特定被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

イ （略）

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者又は特定被保護者であって、地域社会から孤立しているもの

7 （略）

第四条 （市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）
（略）

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 （略）

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

イ （略）

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

7 （略）

第四条 （市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）
（略）

2 うち必要があると認めるものを行うように努めるものとする。
都道府県等は、前項に規定するもののほか、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行うことができる。

(削る)
(削る)
(削る)

3 (略)

4 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業を行うに当たっては、政令で定める方法により、これらの事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。

5 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項に規定する事業を行うに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十二条各号に掲げる業務、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第一項第十三号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

6 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体制の整備に関する指針を公表するものとする。

(生活困窮者の状況の把握等)

第八条 都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 生活困窮者一時生活支援事業
二 子どもの学習・生活支援事業
三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

3 (略)
(新設)

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第一項第十三号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

(利用勧奨等)

第八条 (新設)

りつつ、次条第一項に規定する支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとする。

2| 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織するように努めるものとする。

2| 4 (略)

5| 支援会議は、当該支援会議を組織している都道府県等に生活保護法第二十七条の第三項に規定する調整会議又は社会福祉法第百六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るように努めるものとする。

6| 7 (略)

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一・二 (略)

三 第七条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の実施に要する費用

都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2| 4 (略)

(新設)

5| 6 (略)

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一・二 (略)

三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 第七条第二項の規定により市等が行う同項に規定する事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・二 (略)

三 第七条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の実施に要する費用

四 第七条第二項の規定により都道府県が行う同項に規定する事業の実施に要する費用

五 (略)

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二・四 (略)

2・3 (略)

(削る)

四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・二 (略)

三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用

五 (略)

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二・四 (略)

2・3 (略)

4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号

(資料の提供等)

第二十二條 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者居住支援事業（第三条第六項第一号に掲げる事業に限る。）の実施に關して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者の資産又は収入の状況につき、官公署に對し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に關して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に對し当該生活困窮者が居住し、若しくは居住しようとする住宅を賃貸する者その他の関係者若しくはこれらの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に、当該住宅の状況又は当該住宅の確保に關する事項につき、報告を求めることができる。

3 都道府県等は、特定被保護者に對する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者居住支援事業（第三条第六項第二号に掲げる事業に限る。）の実施に關して必要があると認めるときは、生活保護法第五十五条の十一第一項の規定による通知をした保護の実施機関（同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。）に、当該通知に係る特定被保護者に關する事項につき、報告を求めることができる。

(情報提供等)

及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いづれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

(資料の提供等)

第二十二條 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業（第三条第六項第一号に掲げる事業に限る。）の実施に關して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者の資産又は収入の状況につき、官公署に對し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に關して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に對し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(新設)

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項に規定する事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改 正 後	現 行
目次 第一章～第七章（略） 第八章 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金（第五十五条の四―第五十五条の六） 第九章 被保護者就労支援事業等（第五十五条の七―第五十五条の十） 第十章～第十三章（略） 附則 （相談及び助言） 第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業、第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業及び第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業のほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。 第八章 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金 （進学・就職準備給付金の支給） 第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省	目次 第一章～第七章（略） 第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四―第五十五条の六） 第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七―第五十五条の九） 第十章～第十三章（略） 附則 （相談及び助言） 第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。 第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金 （進学準備給付金の支給） 第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して

令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。

一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる者

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。

（報告）

第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者（第六十九条において「支給機関」という。）は、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主（被保護者を雇用しようとする者を含む。）若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

第九章 被保護者就労支援事業等

（被保護者就労支援事業）

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業に該当するものを除く。以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。

2・3 （略）

厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

（新設）

（新設）

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

（報告）

第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者（第六十九条において「支給機関」という。）は、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業

（被保護者就労支援事業）

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。

2・3 （略）

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等)
第五十五条の九 (略)
2ゝ4 (略)

(子どもの進路選択支援事業)

第五十五条の十 保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに係機関との連絡調整を行う事業(以下「子どもの進路選択支援事業」という。)を実施することができる。

2| 第五十五条の七第二項及び第三項の規定は、子どもの進路選択支援事業を行う場合について準用する。

(公課禁止)

第五十七条 被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられない。

(差押禁止)

第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられないことがない。

(譲渡禁止)

第五十九条 保護又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(審査庁)

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等)
第五十五条の九 (略)
2ゝ4 (略)

(新設)

(公課禁止)
第五十七条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられない。

(差押禁止)

第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられないことがない。

(譲渡禁止)

第五十九条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(審査庁)

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に

委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項（第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（裁決をすべき期間）

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 （略）

一・二 （略）

（再審査請求）

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 （略）

委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項（第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（裁決をすべき期間）

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 （略）

一・二 （略）

（再審査請求）

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 （略）

(市町村の支弁)

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 四 (略)

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学・就職準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

六 (略)

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用

八・九 (略)

(都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 四 (略)

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学・就職準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

六 (略)

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用

八・九 (略)

(都道府県の負担)

第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる

(市町村の支弁)

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 四 (略)

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

六 (略)

(新設)

七・八 (略)

(都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 四 (略)

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

六 (略)

(新設)

七・八 (略)

(都道府県の負担)

第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる

費用を負担しなければならない。

一・二 (略)

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）及び進学・就職準備給付金費（進学・就職準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一

四 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び進学・就職準備給付金費の四分の一

（国の負担及び補助）

第七十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 (略)

二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費及び進学・就職準備給付金費の四分の三

三・四 (略)

2 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助することができる。

一 市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

二 都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

3 (略)

（時効）

第七十六条の三 就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給

費用を負担しなければならない。

一・二 (略)

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）及び進学準備給付金費（進学準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一

四 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の一

（国の負担及び補助）

第七十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 (略)

二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の三

三・四 (略)

（新設）

2 (略)

（時効）

第七十六条の三 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受け

を受ける権利は、これを行うことができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第七十八条 (略)

2 (略)

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 (略)

(都道府県の援助等)

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業並びに子どもの進路選択支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

(罰則)

第八十五条 (略)

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項及び第五十五条の十第二項において準用する場合を含む。）及び第

る権利は、これを行うことができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第七十八条 (略)

2 (略)

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 (略)

(都道府県の援助等)

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

(罰則)

第八十五条 (略)

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定

五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

（国の無利子貸付け等）

9 国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、第七十五条第三項の規定により国がその費用について補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第三項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

12 国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

別表第一（第二十九条関係）

（略）

（略）

に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

（国の無利子貸付け等）

9 国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、第七十五条第二項の規定により国がその費用について補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

12 国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

別表第一（第二十九条関係）

（略）

（略）

備考	(略)	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長
	(略)	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報 二 六 (略)

備考	(略)	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長
	(略)	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 二 六 (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
目次 第一章～第八章（略） 第九章 被保護者就労支援事業等（第五十五条の七―第五十五条の十一） 第十章～第十三章（略） 附則 （実施機関） 第十九条（略） 2（略） 3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託した場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。 （削る） （削る） （削る）	目次 第一章～第八章（略） 第九章 被保護者就労支援事業等（第五十五条の七―第五十五条の十） 第十章～第十三章（略） 附則 （実施機関） 第十九条（略） 2（略） 3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。 一 居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。） 居宅介護を行う者 二 施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。） 介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。） 三 介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定

4
5
7 (略)

(相談及び助言)

第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業、第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業、第五十五条の十第一項第一号に規定する子どもの進路選択支援事業、同項第二号に規定する被保護者就労準備支援事業、同項第三号に規定する被保護者家計改善支援事業及び同項第四号に規定する被保護者地域居住支援事業のほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

(調整会議)

第二十七条の三 保護の実施機関は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、第五十五条の七第二項（第五十五条の八第三項及び第五十五条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、当該支援に係る団体、当該支援に係る職務に従事する者その他の被保護者に対する支援に係る者として保護の実施機関が認めたもの（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「調整会議」という。）を組織することができる。

2 調整会議は、被保護者に対する自立の助長を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被保護者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 調整会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、被保護者に関する

する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）
介護予防を行う者

4
5
7 (略)

(相談及び助言)

第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業、第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業及び第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業のほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

(新設)

る資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 調整会議は、当該調整会議が組織されている都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村に生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第九条第一項に規定する支援会議又は社会福祉法第六十六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、被保護者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、調整会議が定める。

第三十一条（略）

2・3（略）

4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設（同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）において施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設

第三十一条（略）

2・3（略）

4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、福祉用具の給付、施設介護、介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（同条第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

5 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 (略)

(被保護者就労支援事業)

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(第五十五条の十第一項第一号に規定する子どもの進路選択支援事業に該当するものを除く。以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

2・3 (略)

(子どもの進路選択支援事業等)

第五十五条の十 保護の実施機関は、次に掲げる事業を実施することができる。

一 被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに係機関との連絡調整を行う事業(以下「子どもの進路選択支援事業」という。)

二 雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業(以下「被保護者就労準備支援事業」という。)

三 被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する事業(以下「被保護者家計改善支援事業」という。)

四 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供

3 (略)

(被保護者就労支援事業)

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業に該当するものを除く。以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

2・3 (略)

(子どもの進路選択支援事業)

第五十五条の十 保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに係機関との連絡調整を行う事業(以下「子どもの進路選択支援事業」という。)を実施することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下「被保護者地域居住支援事業」という。）

2 第五十五条の七第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる事業を行う場合について準用する。

（特定被保護者対象事業の利用）

第五十五条の十一 保護の実施機関は、被保護者であつて、その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他の厚生労働省令で定める者に該当すると認められるもの（以下この条において「特定被保護者」という。）について、その氏名その他必要な事項を特定被保護者対象事業（生活困窮者自立支援法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、同条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業又は同条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第二号に係る部分に限る。）をいう。第三項において同じ。）を実施する同法第四条第三項に規定する都道府県等に通知することができる。

2 保護の実施機関は、前項の規定による通知を行った場合は、その旨を当該通知に係る特定被保護者に速やかに通知するものとする。

3 保護の実施機関は、特定被保護者が特定被保護者対象事業を利用する場合においては、その利用の状況を把握するとともに、自ら当該特定被保護者の自立を助長するために必要な措置を講じなければならない。

（市町村の支弁）

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 六 （略）

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施に要する費用

2 第五十五条の七第二項及び第三項の規定は、子どもの進路選択支援事業を行う場合について準用する。

（新設）

（市町村の支弁）

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 六 （略）

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用

八・九 (略)

(都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 六 (略)

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施に要する費用

八・九 (略)

(国の負担及び補助)

第七十五条 (略)

2 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助することができる。

一 市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

二 都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

3 (略)

(後見人選任の請求)
第八十一条 (略)

八・九 (略)

(都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 六 (略)

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用

八・九 (略)

(国の負担及び補助)

第七十五条 (略)

2 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助することができる。

一 市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

二 都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

3 (略)

(後見人選任の請求)
第八十一条 (略)

(都道府県の援助等)

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、市町村の区域を超えた広域的な見地から調査、分析及び評価（以下この条において「調査等」という。）を行い、市町村長に対し、医療扶助の適正な実施及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施に関する技術的事項について、当該調査等に基づく情報の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、調査等の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、都道府県知事が調査等を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。

(削る)

第八十一条の三 都道府県知事は、前条第一項に規定するもののほか、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前条第一項及び前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業並びに子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

(情報提供等)

第八十一条の四 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合に、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

(都道府県の援助等)

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業並びに子どもの進路選択支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

(情報提供等)

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置

。

（保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の主務省令で定める施設に入所している者又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設に入居している者若しくは介護老人福祉施設に入所している者（同法第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを受けている者に限る。）に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所し、又は入居している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

第八十五条の二 第二十七条の三第六項、第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項及び第五十五条の十第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘

を講ずるよう努めるものとする。

（保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の主務省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項及び第五十五条の十第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年

密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改 正 後	現 行
（社会福祉住居施設の設置） 第六十八条の二（略） 2 （略） 3 市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、前項の規定による届出がされていない疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該社会福祉住居施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。 （重層的支援体制整備事業） 第六十六条の四（略） 2 （略） 一 （略） 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業 三 六 （略） 3 （略） 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たつては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。	（社会福祉住居施設の設置） 第六十八条の二（略） 2 （略） （新設） （重層的支援体制整備事業） 第六十六条の四（略） 2 （略） 一 （略） 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業 三 六 （略） 3 （略） （新設）

5・6 (略)

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2・4 (略)

5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6・7 (略)

第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第百六条の四第六項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
- 二 第百六条の六第六項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
- 三 (略)

第百六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十八条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二・四 (略)

附則

4・5 (略)

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2・4 (新設)

5・6 (略)

第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第百六条の四第五項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
- 二 第百六条の六第五項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
- 三 (略)

第百六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (新設)
- 一・三 (略)

附則

16

(国の無利子貸付け等)

国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、授産施設（生活保護法第七十五条第一項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助するものを除く。）の整備で日本電信電話株式会社株式の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあってはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

16

(国の無利子貸付け等)

国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、授産施設（生活保護法第七十五条第一項又は第二項の規定により国がその費用について負担し、又は補助するものを除く。）の整備で日本電信電話株式会社株式の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあってはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第五条関係）【公布日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
別表第二（第三十条の十関係） 提供を受ける通知都道府 県の区域内の市町村の市 町村長その他の執行機関 （略） 五の十二 市長又は福祉 事務所を管理する町村 長 （略） 生活保護法による同法第十九条第 一項の保護の決定及び実施、同法 第五十五条の四第一項の就労自立 給付金若しくは同法第五十五条の 五第一項の進学・就職準備給付金 の支給、同法第五十五条の八第一 項の被保護者健康管理支援事業の 実施、同法第六十三条の保護に要 する費用の返還又は同法第七十七 条第一項、第七十七条の二第一項 、第七十八条第一項から第三項ま で若しくは第七十八条の二第一項 若しくは第二項の徴収金の徴収に 関する事務であつて総務省令で定 めるもの （略） （略）	別表第二（第三十条の十関係） 提供を受ける通知都道府 県の区域内の市町村の市 町村長その他の執行機関 （略） 五の十二 市長又は福祉 事務所を管理する町村 長 （略） 生活保護法による同法第十九条第 一項の保護の決定及び実施、同法 第五十五条の四第一項の就労自立 給付金若しくは同法第五十五条の 五第一項の進学準備給付金の支給 、同法第五十五条の八第一項の被 保護者健康管理支援事業の実施、 同法第六十三条の保護に要する費 用の返還又は同法第七十七条第一 項、第七十七条の二第一項、第七 十八条第一項から第三項まで若し くは第七十八条の二第一項若しく は第二項の徴収金の徴収に関する 事務であつて総務省令で定めるも の （略） （略）
別表第三（第三十条の十一関係） 提供を受ける通知都道府 県以外の都道府県の都道 府県知事その他の執行機 事務	別表第三（第三十条の十一関係） 提供を受ける通知都道府 県以外の都道府県の都道 府県知事その他の執行機 事務

関	七の七 都道府県知事	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一
(略)	(略)	(略)

関	七の七 都道府県知事	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被
(略)	(略)	(略)

	項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の第二項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)
(略)	(略)
	保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の第二項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

一〇九の三 (略)

九の四 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の第二項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五〇三十四 (略)

別表第五(第三十条の十五関係)

一〇九の三 (略)

九の四 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の第二項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第七条関係）【公布日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表第一（第九条関係） (略) 十五 都道府県知事等		別表第一（第九条関係） (略) 十五 都道府県知事等	
(略) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		(略) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
別表第二（第十九条、第二十一条関係） 情報照会者 (略) 九 都道府県知事		別表第二（第十九条、第二十一条関係） 情報照会者 (略) 九 都道府県知事	
(略) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		(略) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
(略) 都道府県知事		(略) 都道府県知事	
(略) 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）		(略) 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は	

(略)			
(略)			
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	)又は中国残留邦人等支援助給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援助給付等関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの
(略)			
(略)			
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	中国残留邦人等支援助給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援助給付等関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの

◎ 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 参照条文 目次

○ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）（抄）	1
○ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）	4
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	10
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	14
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	16
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）【児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）第二条の規定による改正後】	17
○ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）	17
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）（抄）	18

○ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 （略）

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあつせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 5 （略）

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であつて、現に一定の住居を有するもの

ロ （略）

7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 （略）

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3・5 （略）

（生活困窮者自立相談支援事業）

第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第六条 （略）

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（生活困窮者就労準備支援事業等）

第七条 （略）

2 （略）

3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

4・5 （略）

（支援会議）

第九条 (略)

- 2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三・四 (略)

(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三・四 (略)
- 五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一 (略)

- 二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人

口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内

二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内

3・4 (略)

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（無差別平等）

第二条 すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（用語の定義）

第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4・5 (略)

（生活扶助）

第十二条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

二 移送

（医療扶助）

第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（介護扶助）

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）

二・三 （略）

四 施設介護

五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六・九 （略）

2 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居

者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 (略)

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6・7 (略)

(実施機関)

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

3 (略)

4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5・7 (略)

(資料の提供等)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一

号) 第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の關係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたるとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設(社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。)若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2・3 (略)

(就労自立給付金の支給)

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立

給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

（被保護者就労支援事業）

第五十五条の七 （略）

2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（被保護者健康管理支援事業）

第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。

（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等）

第五十五条の九 厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

2 保護の実施機関は、厚生労働大臣に対して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。

4 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村の支弁）

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用
イ 保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）

ロ 第三十条第一項ただし書、第三十三条第二項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費（以下「保護施設事務費」という。）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備に要する費用（以下「設備費」という。）

五 （略）

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその事務費（以下「行政事務費」という。）

（都道府県の支弁）

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、町村長が第九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備費

五 （略）

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

（国の負担及び補助）

第七十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三

二 （略）

三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

2 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第七十四条第一項の規定により保護施設の設置者に対して補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一〇七 (略)

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九〇十三 (略)

4 (略)

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となること)の予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。))を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。))との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(社会福祉住居施設の設置)

第六十八条の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設(以下「社会福祉住居施設」という。))を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び種類

二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

三 条例、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 事業開始の年月日

六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 （略）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 (略)

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(支援会議)

第百六条の六 (略)

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会

生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第三十四条第三項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第三十四条第三項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合限り、提供するものとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二・三 （略）

2 （略）

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

二・三 （略）

2 （略）

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

二・三 （略）

2 （略）

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二・四 （略）

2・4 （略）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2ゝ6 （略）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一ゝ七 （略）

八 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九ゝ十七 （略）

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）【児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）第二条の規定による改正後】

第六条の三（略）

②～⑯（略）

⑳ この法律で、児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

㉑（略）

○ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）

第八条（略）

2～10（略）

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、第二十一項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

12～26（略）

27 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が三十人以上であるものに限

る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

28・29 (略)

○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）（抄）

（住宅確保要配慮者居住支援法人）

第四十条 都道府県知事は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であつて、第四十二条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（業務）

第四十二条 支援法人は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること。
- 二 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（住宅確保要配慮者居住支援協議会）

第五十一条 地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「支援協議会」という。）を組織することができる。

2・3 （略）